

生徒心得

総則

生徒は本分である勉学に励むとともに、常に健康に留意し、積極的に部活動等に参加し、よりよい校風を創るよう努力する。

細則

1 礼儀

(1) 本校教職員、生徒間はもちろん来訪者にも挨拶を励行し、礼儀にかなった言葉遣いに心がける。

2 学習

(1) 学業は生徒の本分であり、常に協力して互いの人格、教養を高めるように努力する。

(2) 学習に不必要な物品を持参しない。

(3) 常に時間を厳守し、始業前予冷(8時25分)までに必ず登校し、学習に備え、下校時までは外出してはならない。特別の事情によりやむを得ず外出、早退のときは必ず学級担任の許可を得る。

(4) 用のない者は、午後5時までに下校すること。最終下校時刻は午後7時とする。午後7時を超えて残留する場合は生徒指導部に申請すること。

(5) 放課後(休日)の生徒のみの活動(部活動)は禁止する。顧問か係の先生の監督の下、実施すること。

3 服装・頭髪

(1) 服装について

a 制服

冬服…本校指定のブレザー、ズボン、スカート、ニットベスト、カッターシャツ、ネクタイ

夏服…本校指定のズボン、スカート、ポロシャツ、カッターシャツ

※体温調節のため、カッターシャツにニットベストの着用は可とする。

※期間については、冬服着用期は11月1日～4月30日(気候により変動あり)夏服着用期は5月1日～10月31日(気候により変動あり)

b ベルトは黒・紺・茶とする。(フォーマル系、装飾のないもの)

c 靴下は、白、黒、紺、グレーの無地とし、くるぶしが隠れていること。(ワンポイントは可)

d インナーシャツは白の無地とする。(ワンポイントは可、ハイネックは不可)

e 通学靴は運動靴または黒の革靴(短靴)とする。

f 実験実習、体育時の服装は所定のものを着用すること。

g カバンは本校の標準カバン、もしくは市販のスポーツバッグ、リュックサック等を使

用すること。ただし、ジッパーやボタン等で口を閉じることができないものは不可とする。

h ブレザーの下にカーディガン、Vネックセーター(必ずネクタイの結び目が見えるもの)の着用を許可する。これらは、白、黒、紺、グレー、茶(ベージュ)の無地とし、ブレザーからはみ出さないサイズとする。(襟付きやジッパーは不可)

また、カーディガン、Vネックセーターを着用する場合は、必ずブレザーを着ること。(防寒具のみの着用は不可)

i 校舎内においては、防寒着(上着)および防寒具(手袋・マフラー・帽子等)の着用は禁止する。

j 所持品には、名前、科、学年、組を明示すること。

k 規定外の服装をするときは必ず異装許可を受けなければならない。

(2) 頭髪・服装、その他の禁止事項について

a 高校生らしい清潔で端正な髪型であること。パーマ、染色、脱色、剃り込み等の加工、部分的な短髪、極端な刈り上げ(2ブロック)は禁止する。

b ミニスカート、化粧、極端な眉剃り、ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等は禁止する。

4 特別活動

(1) 生徒会活動

① 学校は生徒の団体生活の場である。この中心は生徒会活動であり、その活動は自発的に行う。

② 集会、委員会等では自治の振興に努力する。

(2) 部活動

生徒各自が自主的に入部し、部活動での生活を体験することが望ましい。

(3) HR活動

学校集団生活の基盤はHR活動であり、生徒各自が協力しあい、生徒会活動への参加に努力する。

5 保健

(1) 定期健康診断、身体、体力測定、学校医の検診、検尿等は年度当初に行い、生徒は必ず受けなければならない。

(2) 学校内において、疾病・怪我が生じたときは直ちに担当の先生・担任及び保健係に申し出て救急処置を受ける。

6 清掃・管理

(1) 清掃は当番の者が責任をもって行う。

(2) 学校建物、教具教材、機械器具は整理整頓に努め、最良の状態にしておく。

(3) 学校の特別な施設、設備を使用するときは、関係の教職員に届け出てその指示を受け、使用後は整頓してその旨を報告する。

7 通学

- (1) 下宿等、自宅以外の場所から通学する場合は必ず保護者より届け出る。
- (2) 登下校時は指定通学路を通学し、交通ルールを守り、高校生として規律ある態度をとる。
- (3) 通学途上事故等あったときは、早急に学校へ連絡する。
- (4) 自転車通学する場合は、指定の鑑札を指定された箇所につけて通学する。

8 家庭・校外

- (1) 社会生活のルールを守り、正義感をもって行動する。
- (2) 旅行等に出る場合は学校へ連絡する。

9 禁止行為

- (1) 正当な理由のない欠席・遅刻・早退。
- (2) 考査中の不正、窃盗、賭博、恐かつ、喫煙、飲酒、金銭強要、薬物乱用、暴力、自転車・単車の乗車、同乗免許取得等。青少年愛護条例に禁止された場所への出入り。その他の不正不法行為。
- (3) 窃盗、賭博、恐かつ、喫煙、飲酒、金銭強要、薬物乱用、暴力等の現場での同席。
- (4) 故意による公共物の破損、その他学校の秩序を乱したり、生徒として本分に反したりすること。
- (5) 危険物等の持参。

10 諸届、及び願い

所定の用紙に必要事項を記入し、下記の要領にて速やかに提出する。

- (1) 欠席はその都度保護者が理由を所定用紙に記入し、学級担任に提出する。病気欠席が1週間を越えるときは、医師の診断書を添付する。
- (2) 忌引き日数は次の基準によるが、特別の場合(遠隔地等)はこの限りではない。
父母 5日 兄弟姉妹 3日 祖父母 3日 曾祖父母、拍叔父母、甥、姪 1日
- (3) 休学、復学を希望するときは、その事由をのべて学級担任を通じて学校長に願い出る。
- (4) 登校後、病気、早退等の理由で外出するときは、学級担任に届け出て許可証を受け取る。
- (5) 服装について特別な取り扱いを受けるときは、学級担任を通じて指導部に異装の許可を受ける。(異装届欄)
- (6) 伝染性の疾患にかかった場合は、速やかに学級担任を通じ学校長に報告する。
- (7) 身分証明書等生徒身上に関する証明書類の交付を受けるときは、学級担任を通じて学校長に願い出る。
- (8) 住居、保護者、後見する者の変更は、変更届に記入し、学級担任に届け出る。
- (9) 奨学資金等を希望する場合は、学級担任を通じ願い出る。
- (10) 遺失物、拾得品については、速やかに学級担任を通じて、指導部生活指導係に届

け出る。

- (11) 会合、掲示、放送、印刷物の作成配布については、関係教職員に届け出て承認を受ける。
- (12) 事故等発生の際は、直ちに本人あるいは代理の者がもよりの教職員に報告する。
- (13) アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない理由で、アルバイトをする場合は、所定の手続きを必要とする。
- (14) その他の特別の願い出は、学級担任の指示に従って各係に提出する。
- (15) 各届、願等はすべて保護者連署の上であること。

11 気象警報発令の処置について

午前6時の時点で加古川市に警報(暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報)、特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)が発令された場合は自宅待機とする。波浪、高潮警報等海上に関する警報はこの限りではない。

【通常の授業日である場合】

- (1) 午前10時までに警報、特別警報が解除になれば、13:00にSHRを行い、5校時(13:15)より授業開始。
- (2) 午前10時を過ぎても警報、特別警報が解除されない場合は臨時休業(家庭学習)とする。
- (3) 加古川市または兵庫県全域、兵庫県南部、播磨南東部に警報、特別警報が発令されず、自分の住居する市町村に警報、特別警報が発令された場合、自宅待機とする。(授業は公欠とする)
- (4) (3)の生徒については、午前10時までに居住地域の警報が解除された場合は、すみやかに登校すること。

【定期考査中である場合】

- (1) 午前6時現在、気象警報が出ている場合は休校とする。実施できなかった科目は考査最終日の次の日に実施する。
- (2) 加古川市または兵庫県全域、兵庫県南部に警報、特別警報が発令されず、自分の住居する市町村に警報、特別警報が発令された場合、自宅待機とする。(考査は公欠扱い)

【気象警報発令の確認方法】

- (1) 気象庁のホームページ
<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>
- (2) 国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
- (3) テレビで確認する場合は、データ放送にて確認すること。